

### 3. 4市の役割

#### 1) 高齢者虐待防止法に規定する市の責務と役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援、養介護施設等の運営適正化について、市が責任を持つ役割を担うことが想定されています。

高齢者虐待への対応は第一義的に市担当部署が実施し、市の役割として規定されている項目は、以下のとおりです。なお、養介護施設従事者による高齢者虐待については、都道府県が当該施設等に対する老人福祉法または介護保険法に規定する権限を有する場合、通報を受けた施設所在地の市町村と都道府県が協議し、役割分担を行いながら虐待対応を行います。本市においては、福祉介護課が対応します。

#### ◇高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割◇

##### ■体制整備に関する項目（再掲）

- ①関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制に整備（第3条第1項）
- ②専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第3条第2項）
- ③高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第3条第3項）
- ④成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第28条）

##### ■養護者による高齢者虐待について

- ①高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）
- ②通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）

- ③老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条）
- ④立入調査の実施（第11条）
- ⑤立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）
- ⑥老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑦養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条）
- ⑧専門的に従事する職員の確保（第15条）
- ⑨関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）
- ⑩対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）

#### ■養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ①対応窓口の周知（第21条第5項、第18条）
- ②通報を受けた場合の事実確認等
- ③養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（第22条）
- ④高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）

#### ■財産上の不当取引による被害防止（第27条）

- ①養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- ②財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

## 2) 求められる体制の整備

### ア. 通報・届出受理窓口の設置、周知及び時間外対応

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報することが定められています。

(高齢者虐待防止法第7条第1項、第2項、第21条第1項～第3項)

市では、広報、市ホームページ等で通報・届出・相談の窓口を周知しています。

### イ. 連携協力体制の整備

#### ① 庁内関係部署との連携

高齢者虐待対応においては、他部署に寄せられた通報等の内容を担当部署へ引き継ぐなど、庁内関係部署との連携が不可欠であり、養護者による高齢者虐待においては、高齢者や養護者等への支援にあたり福祉介護課の福祉総務担当や障害者支援担当、子育て健康課の健康増進担当、子ども家庭センターなど様々な部署との連携が必要となることも少なくありません。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待においては、介護保険担当と連携しながら協働で対応する必要があります。については、高齢者虐待事案への対応にあたり、事前に庁内関係部署との間で具体的な連携方法について、協議しておき、事案発生時の迅速な対応に向け、備える必要があります。

#### ② 県との連携・協働

主に養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、老人福祉法や介護保険法に規定される養介護施設等や社会福祉法人、医療法人に対して指導監督権限を有する県との連携・協働が非常に重要です。

県が当該養介護施設等を実施した指導監査結果や苦情等情報の提供、事実確認の実施や高齢者の保護、虐待の有無の判断、指導内容や改善計画内容の検討など、虐待対応の一連の場面で県と市の間で役割分担を行うなど、協働で実施する必要があります。

そのため、通報等が寄せられた際には迅速に対応できる連携・協働体制を整備しておくことが必要です。

### ③国保連合会、運営適正化委員会、法務局、警察との連携

高齢者虐待に関する情報は、通報や届出のみでなく、相談や苦情として関係機関に寄せられる場合も少なくありません。

特に、養介護施設等のサービスに関する苦情等に関して独自の調査・指導権限を有する機関として、国保連合会や運営適正化委員会があります。また、法務局では人権相談等を通じて、高齢者虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。さらに、警察による捜査が行われる場合もありますが、これらの機関は、それぞれの法令の根拠に基づいて調査等を行うこととなります。

市は、これらの機関に対して、高齢者虐待が疑われる相談等が寄せられた場合には、地域包括支援センターや関係部署への情報提供を依頼し、可能な限り連携・協働に努める必要があります。

### ④専門機関等との連携

確認された行為が虐待に該当するかどうかを判断する際や、その後の対応を検討する際には、法律専門職や医療従事者、介護サービスや人権擁護に詳しい専門職や学識経験者などによる専門的な知見やアドバイスが必要となることがあります。

各種判断や具体的な対応方法について、各分野の専門家から有効なアドバイスが得られるよう、関係機関との連携を深めておくことが必要です。

## ウ. 組織決定を行う合議・協議の場の設定

高齢者虐待対応においては、必要となる対応や、その判断根拠を組織的に合議によって決定する必要があることから、地域包括支援センターと福祉介護課内の各担当、子育て健康課の健康増進担当との協議の場を設定する必要があります。特に、「事実確認の準備段階」、「虐待の有無の判断」、「緊急性の判断」、「深刻度の判断」、「老人福祉法や介護保険法に基づく権限の行使」、「虐待対応の終結」については、各担当部署の管理職も出席する協議の場において、必要な情報をもとに、適切な判断を行うことが求められます。なお、協議を行う中で判断に迷う際には、専門職等から助言を受けられる環境を整備しておくことも重要です。

また、適切な判断を行い、対応の全体状況や推移を把握するためにも、必ず記録を残します。相談受付票や事実確認報告書など判断の根拠を示す書類や、協議の場において対応を決定するまでの議論の過程を記す会議記録（議事録）などを併用することで、市が実施した対応や、その判断根拠について説明が可能となります。

## **工. 高齢者虐待対応の措置要綱やマニュアル、帳簿類の整備**

市が組織的に高齢者虐待に対応するには、措置要綱やマニュアル等を整備することが重要です。マニュアル等を整備することで、担当部署や担当職員の業務を明確に規定することができ、組織として虐待対応を行う根拠や目的、方法を明確にします。

さらに、帳票類は、通報等の受付時や事実確認事前準備の際の確認漏れを防いだり、担当者によって確認内容に差がでることを防ぐなど、虐待対応の標準化を図るためにも必要なものです。

## **オ. 専門的人材の育成**

### **①庁内職員への周知**

虐待が疑われる相談や通報、苦情等は、地域包括支援センターを始め、様々な部署の窓口寄せられることがあります。その際、高齢者虐待に関する相談は、地域包括支援センターへつなげるように庁内の職員に対して受付窓口の周知を行います。相談者からの通報が地域包括支援センターに届かなければ、相談者等の信頼を失ったり、高齢者への権利侵害が放置されるおそれがあります。

福祉介護課内においても、高齢者虐待に関する知識を共有できる機会を設けることや、高齢者虐待が疑われる相談等が寄せられた場合、職員の対応が同じであるように、重要な情報を聞き漏らしたりしないように、確認事項や相談者等への対応方法を共有する必要があり、定期的に検討会等を行うことで情報共有し、虐待対応に関する研修を積極的に受講する等、対応スキルの向上に努めます。

### **②対応事例の検証**

高齢者虐待対応として行われた判断や対応内容について、後日、検証や振り返りを行うことで、市職員の対応スキルやリスクマネジメントの向上につなげます。

### ③養介護施設従事者等に対する研修

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び身体的拘束等の適正化を図るためには、養介護施設等の経営者・管理者及び従事する職員一人ひとりが、高齢者の権利や身体的拘束等を含めた高齢者虐待に関する正確な知識を持ち、適切な方法によって高齢者に介護サービスを提供できる技術を身につけるとともに、虐待を未然に防止するための意識や取組を継続させることが重要です。

令和6年度の基準省令改正により、全ての介護サービス施設・事業者の高齢者虐待防止措置を義務付けるとともに、同年度の介護報酬決定において、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する高齢者虐待防止措置未実施減算（※）が導入されました。（※）居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く

#### 高齢者虐待防止措置未実施減算について

■虐待の発生又はその再発を防止するための措置（高齢者虐待防止措置）が講じられていない場合に、基本報酬を減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）する。

※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。福祉用具貸与については、3年間（令和9年3月まで）の経過措置期間を設ける。

（参考）高齢者虐待防止措置

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

高齢者虐待防止措置を講じるにあたり、小規模事業所等単独では十分な研修等の実施が困難な場合もあると考えられることから、必要に応じて、市が外部研修機会を設けるなどの支援を行うことも有効です。このような外部研修の機会は、養介護施設等の従業者等が自らの施設・事業所のあり方を振り返る契機にすることができます。

なお、研修等は、高齢者虐待防止検討委員会と身体的拘束等適正化検討委員会を一体的に行うことが可能ですが、高齢者虐待は、身体的拘束等に関わるものだけではないこと、緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束等は虐待とはいえない一方で、別途適正な手続きを経る必要があることなどから、両者のいずれの側からみても不足のない研修にすることが必要です。

#### **カ. 関連制度の要綱整備、予算化**

高齢者虐待対応においては、虐待を受けた高齢者に対してやむを得ない事由による措置等を適用し、一時保護を図ることが必要となる場合があります。

また、高齢者虐待防止法第27条第2項に定められているように、認知症高齢者等が経済的虐待や消費者被害を受けている場合などには、成年後見制度利用のための支援や必要に応じて、市長申立を行い、高齢者の権利擁護を図ります。

高齢者虐待対応の場面で、これらの制度を迅速かつ有効に活用して高齢者の権利擁護を図るため、各制度の要綱等を作成し、予算を確保しておきます。

#### **キ. 高齢者虐待防止ネットワークの構築**

法に基づく対応状況等調査結果において、体制整備を進めている市町村ほど、より多くの相談・通報が寄せられる傾向があるため、潜在化していた家庭内の虐待等が顕在化しやすい環境になっていると考えられます。これは、高齢者虐待の早期発見・早期対応の観点からも望ましく、市町村の体制整備がこのような効果につながることを理解しておくことが必要です。

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備することが必要です（高齢者虐待防止法第3条第1項、第16条）。

具体的には、「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用し、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待防止に資する地域づくりを行っていきます。この「高齢者虐待防止ネットワーク」を構成する者は、高齢者虐待防止法に規定する「高齢者虐待対応協力者」（高齢者虐待防止法第9条）に相当し、事例に応じて対応策を検討し支援を行います。

特に、市町村は、地域包括支援センターの総合相談支援業務における地域におけるネットワーク（効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行うための地域における様々な関係者のネットワーク）を活用し、地域の実情に応じて以下の3つの機能からなる「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することが重要です。

### ① 「早期発見・見守り」機能を担うネットワークの構築

「早期発見・見守り」機能を担うネットワークとは、住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うものです。大月市では、虐待だけでなく高齢者の生活の異変の早期発見・見守りのため「すまいるネットワーク事業」に取り組んでいます。この事業は地域包括支援センター、地域の民間事業者及び地域住民が連携して高齢者の生活を見守り、支援へとつなげるものです。

高齢者やその家族との普段の関わりや生活に密着した民間事業者（新聞、郵便、宅配、配食など）と締結した見守りサービス事業についての協定及び連携により、多角的な視点からの早期発見・見守りによる効果が期待されています。

対象となる方は、認知症状の方が多く、虐待について認識することが難しいことから、まず、介護する方に虐待について正しく理解してもらい、介護支援サービスを利用することで、介護疲れからの虐待を防ぎ、介護する方が、問題を独りで抱え込まないように、見守り続けることで虐待を防止し、虐待が疑われるような場合でも早期に発見し、その情報を地域包括支援センターへの相談・通報につなげて、問題の深刻化を防ぎます。

### ② 「保健医療福祉サービス介入」を円滑に行うネットワークの構築

「保健医療福祉サービス介入」を円滑に行うネットワークとは、介護保険事業者等から構成され、現に発生している高齢者虐待事案にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

現状のネットワークの構成員としては、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、医療機関など、高齢者の生活を身近で支えている専門職があげられます。しかし、保健医療福祉サービス介入ネットワークとして特化した形ではなく、地域ケア会議や日常業務における連携等が当ネットワークとしての機能を担っているケースが多くあります。

また、日常的に高齢者や養護者、家族等と接する機会が多いため、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見機能として有効です。日頃からお互いの専門性を理解し、顔が見える関係を構築することが重要です。

※ 地域ケア会議と個々の虐待事案に対応するためのコアメンバー会議とは異なるものであり、法令上も運用上も別に開催する必要があります。しかし、虐待対応に必要とされる地域のネットワークづくり、虐待対応における地域の問題・課題の把握やその解決方法の検討などは地域ケア会議によって行うことができます。なお、参加者の便宜を図るため、地域ケア会議の後に（あるいは前に）コアメンバー会議を設定し、必要なメンバーだけが参加して開催するのであれば問題ありません。

### ③ 「関係専門機関介入支援」を円滑に行うネットワークの構築

「関係専門機関介入支援」を円滑に行うネットワークとは、保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワークです。特に、警察、消防、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図る必要があります。